

2017年度特定機能病院監査報告書

－慶應義塾大学病院－

2017年4月1日から2018年3月31日までの2017年度慶應義塾大学病院（特定機能病院）監査委員会（以下「監査委員会」という）における監査結果を以下のとおり作成したので報告する。

1. 監査の概要（方法及びその内容）

医療法施行規則第九条の二十三、9に規定される監査委員会として、慶應義塾が設置する監査委員会において管理者等からの報告に基づき、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、感染制御部門等の業務を監査した。監査対象となる責任者、部門、委員会については、業務の執行状況等について2018年7月26日に開催した監査委員会において、当該担当者等から資料の提出及びに報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

＜監査項目＞

- 1) 医療安全管理部門について
- 2) 医療安全管理委員会について
- 3) 医薬品の安全管理について
- 4) 医療機器の安全管理について
- 5) 感染制御部門について
- 6) その他必要と思われる事項

2. 監査結果

監査委員会において、2017年度における医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、感染対策運営委員会等の業務の状況等について審議した結果、医療に係る安全管理が適切に実施されていると確認した。

全体を通して、必要な対策がとられてきている。今後は、その効果について評価していくこと。

3. その他意見、提案事項等

- ・アレルギーなどの重要情報などを記載するなど、電子カルテの患者選択画面（入り口画面）の表示窓の有効な利用法と利用に関するルール作りを行うこと

を提案する。

- 医療事故の公表基準を、整備いただきたい。
- 研修の受講率が 100%達成している点は評価できる。他方、院内安全ラウンド結果の周知率も同様となるよう、研修効果の向上を検討いただきたい。
- IC に関して文書整備は適切になされているが、更に、当該文書を使用した場合、説明した内容の患者さんの受けとめや理解について確認することが望ましい。
- 画像レポートの未読防止について、現在の対応は、依頼者側に依存しているので読影医師や医療安全管理部からの対応も検討し、新しいシステムでの効果を期待したい。
- 研修医への人工呼吸器の研修について、慶應義塾大学病院という麻酔科医が主体となって呼吸管理をする限られた環境下だけではなく、一般的な管理ができるレベルのスキルが身につけられているのか、確認と必要に応じて教育が望ましい。

慶應義塾大学病院特定機能病院監査委員会

2018年 9月 25日

委員長	山口	徹
委員	市村	尚子
委員	中谷	比呂樹
委員	宮沢	忠彦
委員	山口	育子